

## 島原半島ジオパークロゴマーク使用要領

(目的)

第1条 この要領は、島原半島ジオパークロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに係る権利)

第2条 ロゴマークに関する著作権は、島原半島ジオパーク協議会（以下、「協議会」という。）に帰属し、使用者がロゴマークを自己のものとして使用することはできない。

(使用許可対象)

第3条 ロゴマークは、島原半島ジオパークを広くPRするための取組みについて使用できるものとする。ただし、次の各号に掲げる目的のためには使用を認めない。

- (1) 政治活動、宗教活動等に関するもの
- (2) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (3) 法令、規則等に違反するもの

(使用許可手続)

第4条 前条の規定によりロゴマークを使用しようとする者（以下、「使用者」という。）は、島原半島ジオパークロゴマーク使用許可申請書（第1号様式）により、島原半島ジオパーク協議会長（以下、「会長」という。）に申請するものとする。ただし、次の各号に掲げる団体等が行う前条各号に反しない行為については、申請を要しない。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道の目的で使用する場合
- (3) その他会長が特に認める団体等

2 会長は、前項の規定に基づく申請を受け付け、その内容を審査し、ロゴマークの使用を許可することが適当であると認めた場合には、島原半島ジオパークロゴマーク使用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

3 使用者はロゴマークを使用したものが完成した場合は、ただちに協議会へ一部提出するものとする。

(使用時の取扱)

第5条 ロゴマークを使用する場合は、これを変形（縦横比率が等しい拡大又は縮小を除く。）し、又は色合いを変更（白黒で使用する場合を除く。）してはならない。ただし、

やむを得ない事情があると協議会が認めたときは、この限りでない。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は無償とする。

(使用許可の取消)

第7条 会長は、申請内容に虚偽があったとき、又は使用を許可したロゴマークが不正に使用されたときには、島原半島ジオパークロゴマーク使用許可取消書（第3号様式）により第4条の使用許可を取り消し、通知するものとする。

(事故、苦情等の処理)

第8条 使用者は、マークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合、自らの責任のものに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等について、協議会はその責を負わないものとする。

(使用有効期限)

第9条 ロゴマークの使用有効期限は、許可書の交付日から当該年度の最終日までとする。ただし、期間満了後引き続き使用する場合は、再度使用許可申請書を提出し、許可書の交付を受けるものとする。

(その他)

第10条 この使用要領に定めのない事項については、協議会が別に定めることとする。

附 則

(施行期日)

1 この使用要領は、平成22年10月12日から適用する。

(使用有効期限の特例)

2 この使用要領の施行日以後平成23年3月31日までに許可書の交付を受けた使用者の使用有効期限は、第9条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

3 改正後の使用要領は、平成26年4月1日から適用する。